

2022年1月1日

吸収分割に関する事後開示書面

東京都港区三田一丁目4番28号
株式会社くふうカンパニー
取締役兼代表執行役 穂田 誉輝

東京都港区三田一丁目4番28号
株式会社くふう中間持株会社
代表取締役 穂田 誉輝

株式会社くふうカンパニー（以下「承継会社」といいます。）及び株式会社くふう中間持株会社（以下「分割会社」といいます。）は、両社の間で締結した2021年10月1日付吸収分割契約に基づき、吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

本分割に関する事後開示事項（会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に定める事項）は、以下のとおりです。

- 1 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2022年1月1日
- 2 吸収分割会社における手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過
分割会社の株主は承継会社のみであり、分割会社の株主から、会社法第784条の2に定める吸収分割をやめることの請求はありませんでした。
 - (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
分割会社の株主は承継会社のみであり、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
分割会社は新株予約権を発行していないことから、会社法第787条の規定に基づく手続を実施していません。
 - (4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続の経過
分割会社は、承継会社との間で本分割において重疊的債務引受を行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。
- 3 吸収分割承継会社における手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）
 - (1) 会社法第796条の2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過
承継会社の株主から、会社法第796条の2に定める吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第797条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

本分割は、会社法第796条第2項に定める簡易分割の要件を満たすため、承継会社の株主には株式の買取請求権はありません。なお、承継会社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2021年11月15日より、株主に対して電子公告を行いました。が、会社法第796条第3項に定める数の株式を有する承継会社の株主から、本分割に反対する旨の通知はありませんでした。

(3) 会社法第799条（債権者の異議）の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年11月15日付の官報及び同日付からの電子公告により債権者に対する公告を行いました。が、同条第1項に定める異議を述べた債権者はありませんでした。

4 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本分割により、分割会社から、そのグループ経営管理機能及び投資関連事業に関して有する権利義務を承継しました。

5 吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2022年1月4日以降速やかに申請する予定です。

6 その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。